

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取縣公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起算の翌日が休日に当たるときは、そ)

診療科目	氏名	勤務先又は居住地
泌尿器科	氏	名
内科	岩佐三郎	鳥取市尚徳町一一七番地
小兒科	瀧田賀久也	鳥取市赤十字病院
内科	清水雅彦	"
吉井淳一	安部収	"
"	"	"

鳥取県告示第二百十三号

昭和五十二年一月十三日付けで中山町から申請のあつた土地改良（塙津地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

告示

鳥取県告示第二百十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定に基づき、次のとおり同項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和五十二年三月二十九日

鳥取県知事
平
林
鴻
三

中山町役場

- 一
縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

昭和五十二年三月二十九日
鳥取県知事 平
二 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
昭和五十二年三月三十日から二十日間

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期満了の日の翌日から起算して十五日以内に和事に申し出ること。

一
二

二並びにこれらと一体をなす国有地

区域

田後地区 急傾斜地崩壊危険区域

鳥取県告示第二百十四号
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部砂防利水課及び各管轄土木出張所において一般の縦覧に供する。

昭和五十二年三月二十九日

二十一

(二) 中大区域

中大

鳥取県知事
平
林
鴻

林鴻

鴻

中大路地区 急傾斜地崩壊危険区域

中大路地区 急傾斜地崩壊危険区域

鳥取市大字中大路字西前一二八、一二九、一三〇、一三〇一一、
一三一一、一三一一、一三三、一三三一、一三三十三、一三
三次一、一三三次二、一三三内第二、一三四、一三五一、一三五
一二、一三五一三、一三五一四、一三五一五、一三五一六及び一三
五一七並びに字西前西ヒラ二二一及び二二二、大字西大路字土居一
三四、一三五、一三六、一三七、一三八、一三九、一四〇、一四〇
一一、一四一、一四二、一四三一、一四三二、一四四一、一
四四二、一四四一三、一四五、一四六、一四六一一及び一四六一

部、二九〇一六の一部、二九〇一七、二九〇一八、二九〇一九、二九〇一一〇、二九〇一一及び二九〇一二、字狸谷五三三一一、五三二一一の一部、五三三一一、五三三一二、五三三一三、五三三四一五、五三四一、五三四一二、五三五、五三六、五三七の一部、五三八、五三九、五四〇、五四一、五四二一一、五四二二、五四三一一、五四三一二、五四五一一、五四五二一、五四五三、五四四、五四五一五、五四五六、五四五十七、五四七一一、五四七二、五四七一三、五四八一一、五四八二一、五四八二二、五四八二三、五四八二四及び五四五四、五四五二二、五四六一一、五四六一三、五四六一四及び五四六一五並びにこれらと一体をなす国有地

三(一) 名称

網代地区 急傾斜地崩壊危険区域

(一) 区域

岩美郡岩美町大字網代字大網代北側三八八、三八九の一部、三九一の一部、三九二の一部、三九三の一部、三九四の一部、三九五、三九六、三九七、三九八、三九九、四〇〇一一、四〇〇一一及び四〇一の一部、字大網代一四一、一四一二、一四二、一四三、一四四、一四五、一四六、一四七、一四八、一四九、一五〇、一五〇第一、一五〇一一、一五〇第三、一五一、一五二、一五三、一五八、一六一、一六二、一六三、一六四、一六五、一六六、一七一、一七二、一七三及び一七三一一並びにこれらと一体をなす国有地

四(一) 名称

平野地区 急傾斜地崩壊危険区域

(一) 区域

岩美郡岩美町大字大谷字家の上三三五三一一の一部、三三五三二二、三三五三一三、三三五二一七及び三三五三、字屋敷一八五二、一八五二一、一八五三、一八五四、一八五四次一、一八五四次二、一八五五一、一八五九第一、一八六三、一八六三次一、一八六四一及び一八六四一二並びにこれらと一体をなす国有地

五(一) 名称

下藏内地区急傾斜地崩壊危険区域

(一) 区域

氣高郡青谷町大字藏内字立岩八八、九一一一、九一十三、九一五、九二一一、九九及び九九次一、字があがあ平一〇二、一〇九、一〇一一、一〇第二、一〇第三、一〇一四、一〇一五、二二次一、二二次二、二一一三、二一一五、二一一二、二一一三、二一一四、二一四、二一四内一、二一四一二、二一五一二、二一五十三、二一五四、二一六、二一六次一、二一七、二一七次一、二一七次二、二一八、二一九、二一九次一、二三〇、二一一、二二三一一、二二三一二、二二三十三、二二三一一、二三三一二、二二四、二二五、二三六一一、二二六一二、二二六一三、二二六一四、二二六一五、二二七、二二八、二二九、二三一、二三二、二三三一四、二三四一四、二三五十四、一〇三九の一部、一〇三〇、一〇三一一、一〇三二一一、一〇三三一一、一〇三三一二及び一〇三五の一部並びにこれらと一体をなす国有地

六(一) 名称

西町地区 急傾斜地崩壊危険区域

(一) 区域

氣高郡青谷町大字吉川字東谷田三八七一八、三八七一九、三八

七一三〇、三八七一三一、三八七一三三、三八七一三三、三八
一三四の一部及び三八七一四〇の一部並びに大字青谷字下寺地四二
三六、四二三六一、四二三六一三、四二三七、四二三七一、四
二三八、四二三八一、四二三八一、四二三九、四二四〇、四二
四一、四二四二、四二四三一、四二四三一、四二四三一三及び
四二四三一四並びに字小丸山六〇二三一一、六〇二三一一の一部及
び六〇二三一一七

七(+) 名称

丸山地区 急傾斜地崩壊危険区域

(+) 区域

氣高郡青谷町大字青谷字丸山五七三三、五七三三一一〇、五七三
三一一、五七三三一一二、五七三三一一三及び五七三三四一一の一部
並びにこれらと一体をなす国有地

八(+) 名称

屋堂羅地区 急傾斜地崩壊危険区域

(+) 区域

八頭郡若桜町大字屋堂羅字寺ノ下六四、六四次一、六五、七二、
七二次一、七二第一、七三、七七、七八、七九、七九次一、八〇、
八七次一、八八一一、八八次一、八八次二、八八一二、八九、八九
次一及び八九次二、字寺谷一二八三の一部並びにこれらと一体をな
す国有地

九(+) 名称

古用瀬地区 急傾斜地崩壊危険区域

(+) 区域

八頭郡用瀬町大字古用瀬字川崎四〇七、四〇八、四〇八内一、四

〇九、四一一、四一二一一四一二一二、四一五、四一五次一、四一
六、四一九、四二〇、四二一内一、四二五内一及び四二六、字川崎
平六四三一一の一部、六四三一一、六四三一三及び六四三一四の一
部並びにこれらと一体をなす国有地

十(+) 名称

余戸地区 急傾斜地崩壊危険区域

(+) 区域

八頭郡佐治村大字余戸字川原一七一一六、一七一一〇、一七一
一一、一七一一五、一八三一一、一八三一二及び一八三一四、一
字カミ尻り一八六一一、一八六一二、一八六一三、一八六一四、一
八六一六、一八六一七、一八六次一一一、一八六次三一二、一八六
次四一一及び一八六一五、字坂ノ下九六八及び九六九並びにこれら
と一体をなす国有地

十一(+) 名称

上葛谷地区 急傾斜地崩壊危険区域

(+) 区域

八頭郡佐治村大字葛谷字小川元四五八一一の一部及び四五九の一
部、字地藏谷四六二の一部、字シゲ尾口二〇四一一、二〇四一二、
二〇四一三、二〇五一、二〇六、二〇七一一、二〇七一二、二〇
七一三、二〇八一一、二〇八次三、二〇八一六、二〇九一一及び二
〇九一二並びにこれらと一体をなす国有地

十二(+) 名称

津無地区 急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域

八頭郡佐治村大字津無字井手ノ下タニ五八一一、二五八次一、二五九、二六〇、二六一一、二六一二、二六二内第一、二六二二、二六二三、二六三、二六四、二六四一及び二六四二、字蛇ツエ六一四一三、字中尾六一五、六一六及び六一九次一、字腰ノ前九一五一二、九一六一二、九一七一二、九一八、九一八一一及び九一九一一並びにこれらと一体をなす国有地

(十三) 名称

穴沢地区 急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域

倉吉市大字穴沢字堂ノ上、六〇次一、六〇一一、六〇一三、六〇一四、六三、六三一一、六四一一、六四次二、六四一三、六五、六五次一、六六次一、六六一一、六六一二、六七及び六八、字中下谷七六次一、七六次二、七六内二、七六次三、七六一四、七六一五、七六一六、七七、七八一一、七八内一、七八第一内一、七八次一、七八一四、七九一一、七九一二、七九次三、七九一四、七九一五、七九一六、七九一七、八〇、八〇一一、八〇一二、八〇一三、八〇一四、八〇一五、八一次一、八一一二、八一一三、八一一四、八二、八三、八三一二、八三一三、八三一四、八四一一、八四一二、八四一三、八四一四、八四一五、八五、八六、八七一一、八七一二、五四一、五四二、五四二一一及び五四三、字立石一八五内一、一八六内一、一八八内一、一八九一一、一八九一二、一八九一三、一八九一五、一八九一六、一八九一七、一九〇一一、一九〇一五、一九〇

一六、一九六第一、一九六第二、一九七内第一、一九七第一次二、一九七第一次三及び一九七一二、字宮ノ谷五三七の一部、五三八之一の一部、五四〇及び五四〇内二、字中峰八七次一、八七次三、八七十四、八七十五、八七十六、八八、八八次一、八八次二、八八次三、八九、五五〇一七、五五四一一、五五六一一及び五五六一一二並びにこれらと一体をなす国有地

(十四) 名称

関金宿地区 急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域

東伯郡関金町大字関金字湯谷一二一三、一二一四一一、一二一二四一三、一二三九、一二四〇、一二四〇一一、一二四〇一三、一二三九、一二四一一、一二四一二及び一二四一一三、字城山一二四二一一、一二四二一四、一二四三、一二四五一三、一二四六一一、一二四六一二、一二四六一八、一二四六一九、一二四六一一〇、一二四六一一、一二四六一一二、一二四六一一三、一二四六一一四、一二四六一一五、一二四七、一二四七一二、一二四八一三、一二四八一四、一二四八一五、一二四八一九、一二四九、一二五〇、一二五〇、一二五一一、一二五二、一二五三、一二五四、一二五六、一二五六一、一二五九一一、一二五九一一、一二五九一三、一二五九一四、一二五九一九、一二五九一一〇、一二五九一一、一二五九一一二、一二五九一一三、一二五九一一四、一二五九一一四、一二六二一一、一二六三一一、一二六三一三、一二六三一四、一二六四一一、一二六四一二、一二六四一三、一二六四一四、一二六四一五、一二六四一六、一二六四一七、一二六四一八、一二六四一九

〇、一二七一一、一二七一二、一二七二一、一二七二二、
 一二七二三、一二七三一、一二七三二、一二七三三、一二
 七三一五、一二九四一、一二九四二、一二九四三、一二九四
 一四、一二九四一五、一二九四一六、一二九四一七、一二九四一八、
 一二九四一九及び一二九四一〇、字城山平一三六九一一の一部、
 一三七〇の一部、一三七一及び一三七二並びにこれらと一体をなす

一二、一八二一三、一八二二、一八二二二、一八二二三、一八四一二、
 一八五一二、一八五二三、一八六一二、一八六一三、二〇三の一部、
 二〇四及び二〇五

(二) 名称

江尾新町地区 急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域

日野郡江府町大字江尾字上東屋敷上の岸五三三一一、五三三二一一、

五三三、五三三内第一、五四四、五四五及び五四六、字上東屋敷一

八一八、一八一九、一八二〇、一八二三、一八二三一一、一八二三

一一、一八二四、一八二五一、一八二五二、一八二五三、一

八二六一一、一八二六一二、一八二六一三、一八二七、一八二八、

一八二九一一、一八二九一二、一八三〇、一八三一、一八三二、一

八三三、一八三四一一、一八三四一二、一八三四二三、一八三四二

四、一八三四一五、一八三四一六、一八三五、一八三四一三、一八三四一

一八三八、一八三九、一八四〇、一八四一、一八三五、一八三六、一八三七、

一、一八三四一二、一八三四一三、一八三四一四、一八三四一、一

一八四五一一、一八四五一二、一八四五二三、一八四五三、一八四五及一八四

七並びにこれらと一体をなす国有地

(十五) 名称

国有地

(二) 区域

亀谷地区 急傾斜地崩壊危険区域

(十六) 名称

六尾地区 急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域

東伯郡大栄町大字亀谷字岩井神三四の一部及び三六並びに字亀谷
 前、三七一、三七二一三、三七二一四、三七二一五、三七三一四、
 三七三一五及び三七七

(十七) 名称

祇園地区 急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域

米子市祇園町二丁目八四の一部、一五五一の一部、一七五、一

七五一一、一七五二、一七五三、一七五四、一七五五、一八一、一八一